

都市計画道路 熊本西環状線(通称:熊本西環状道路)における 屋外広告物規制地域区分の変更について(素案)

1. はじめに

熊本市では、屋外広告物法に基づき熊本市屋外広告物条例を制定し、地域に応じた規制を設け、良好な景観を形成し、風致を維持しています。

その中で、良好な沿道景観形成を図る必要がある道路及びその沿道については、原則、屋外広告物を掲出できない地域である禁止地域に指定しております。

2. 熊本西環状道路について

熊本西環状道路は平成11年に熊本市南区砂原町(主要地方道 熊本港線)から北区下硯川町12kmが都市計画道路として決定され事業化されました。このうち花園ICから下硯川ICまでの4.1km区間(花園工区)については、この区間及び花園ICから国道3号との交点までの道路の路端から100m以内の区域を第2種許可地域から第3種禁止地域に指定する規制変更を平成28年6月に行いました。

令和7年度、池上熊本駅ICから花園ICまでの区間約4.6km(池上工区)及び池上インター線約1km(計5.6km)が供用開始予定であり、このたび、先の規制変更と同様にこの区間の道路の路端から100m以内の区域を第2種許可地域から第3種禁止地域に指定する規制変更を行うものです。(P3 概要図参照)

3. 規制地域変更の理由

良好な景観又は風致を維持するために必要がある地域又は場所において、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止できる屋外広告物法の規定に基づき、熊本市屋外広告物条例では「道路、鉄道、軌道及び索道並びにこれらから展望することができる地域で、市長が指定する区域」(条例第3条第1項第12号)は広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない禁止地域とすることを定めています。

当該区間は、都市計画法に基づく風致地区に指定された自然豊かな地域にあり、この良好な沿道景観を保全するため、屋外広告物の掲出規制を行うものです。

4. 規制地域変更の考え方

- ① 新規に供用開始した、又はその予定がある幹線道路沿線で、高速道路のICや空港、港、幹線国道、主要鉄道駅等、広域から市街地へのアクセスを図る区間であること。
- ② 道路沿線を新たに禁止地域に指定する場合は、原則として用途地域が商業、近隣商業、工業、準工業地域については除いて指定する。
- ③ 既存の広告物に著しい不利益が生じない区間であること。

5. 規制地域変更（案）

【変更する区間】

熊本西環状線 池上工区（池上熊本駅 IC～花園 IC）約 4.6 km及び池上インター線 1 km区間

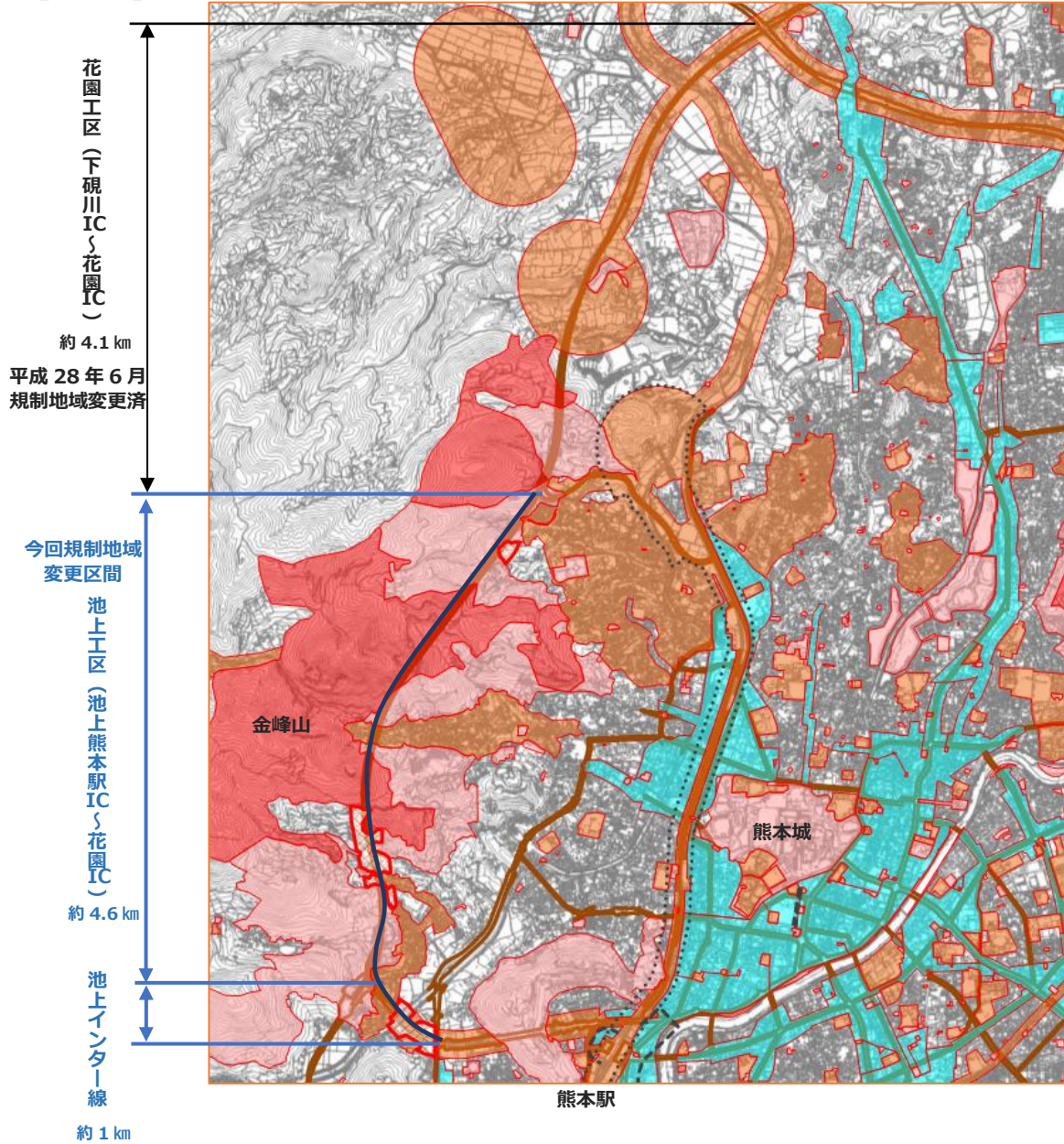
【規制地域区分】

第2種許可地域⇒第3種禁止地域（道路の路端から100m以内の範囲）

【規制地域の基準】

		【変更前】	【変更後】
規制地域		第2種許可地域	第3種禁止地域
掲出可能な 広告物の種別		自家用広告物 一般広告物	自家用広告物 （一般広告物 掲出不可）
広告物の合計面積		100㎡以内	50㎡以内
種 別	壁面広告	壁面の面積の 1/2 以内	壁面の面積の 1/3 以内
	建植広告	建植広告の高さ：5m以下 面積：20㎡以内	建植広告の高さ：5m以下 面積：15㎡以内
		建植広告の高さ：5m超え13m以下 面積：15㎡以内	建植広告の高さ：5m超え10m以下 面積10㎡以内

【概要図】



【凡例】



第 1 種禁止地域
第 2 種禁止地域
第 3 種禁止地域



第 1 種許可地域
第 2 種許可地域
第 3 種許可地域

今回変更する規制地域
(第 2 種許可 ➡ 第 3 種禁止)



【池上熊本駅 IC 入口付近周辺景観】



①池上熊本駅 IC 上り



②池上熊本駅 IC 上り



③池上熊本駅 IC 下り



④池上熊本駅 IC 下り



⑤池上インター線(広域)

